

○金融庁総務企画局企画課調査室 和田企画調整官

どうぞよろしくお願いいいたします。ただいま御紹介にあずかりました金融庁の和田でございます。私の方からは振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の見直しについて御説明させていただきます。

お手元に資料を 2 種類お配りさせていただいております。資料 3-1 と書かれたものを御覧ください。まず振り込め詐欺救済法と何かということなのですが、振り込め詐欺救済法は平成 19 年に成立した法律でございます。この法律におきましては、振り込め詐欺等の犯罪に用いられた口座がある場合、金融機関が一定の手続を経まして、その犯罪利用口座を失権させるということにしております。そして、その犯罪利用口座に 1,000 円以上の残高がある場合には、その口座に振り込んだ被害者に対して金融機関から返金するというによりまして、被害の回復を図ることになっております。

このように、まずは被害者の方に対して救済をする努力を行うわけですが、被害者の方からの返金申請がないというような場合などもございまして、返金しきれずに残金が発生する場合がございます。振り込め詐欺救済法上、金融機関におきましては、この金銭を預金保険機構に納付するというにされておきまして、これを預保納付金と呼んでおりますけれども、預金保険機構は、この預保納付金を一部留保した上で、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するというにされております。

現在、どのような事業をやっているのかということ資料 3-1 の下の方に記載してございます。預保納付金を具体的にどういった用途に支出するのかということにつきましては、平成 22 年から 23 年にかけて金融庁・内閣府・財務省の政務官からなるプロジェクトチームで議論がなされたところでございます。その結果、預保納付金につきましては二本柱でやっていくということで、一つ目として、犯罪被害者等の子供に対する貸与制の奨学金事業をやるということになりました。また、二つ目といたしまして、犯罪被害者等支援団体に対する助成事業を行うということとされたところでございます。この預保納付金事業につきましては事業の担い手として日本財団を選定してございまして、25 年度より事業を実施してきたところでございます。

今般、この預保納付金事業の見直しを行ってございまして、それについては次の資料 3-2 を御覧ください。預保納付金事業につきましては、第 3 次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた議論などを通じまして、その見直しを求める意見が寄せられてきたところでございます。このような状況を踏まえまして、昨年 11 月ですが、金融庁・内閣府・財務省の政務官からなるプロジェクトチームが設置され、預保納付金事業の見直しについて検討がなされ、本年の 3 月には報告書が取りまとめられたところでございます。

具体的にどういう内容の見直しを行ったのかということですが、まず奨学金事業につきましては資料の左側を御覧ください。高校生から大学院生を対象に奨学金を無利子で貸与していたというのがこれまでの事業でございますが、借り手の経済状況を見ますと低所得者の方が多く、奨学生数が低調であったという状況でございました。これを受け

まして、今般、その奨学金事業を貸与制から給付制に移行するという見直しを行ったところであります。給付水準ですけれども、大学生につきまして国立大学の授業料を賄える水準ということにしておりまして、具体的には大学生と大学院生は月額5万円、高校生につきましては、私立の場合ですと月額2.5万円、国公立ですと1.7万円ということとしております。また、入学時に一時金ということで、大学生の場合だと30万円の一時金を支給するというようにしております。受給資格ですけれども、これはこれまでと変わりはありませんで、高校生から大学院生の犯罪被害者等の子供であって学費の支弁が困難となった方を対象としております。

次に団体助成事業ですけれども、資料の右側を御覧いただきまして、団体助成事業につきましては、これまで主に三つの事業に支出してまいりました。一つ目が支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業ということで、具体的にはファンドレイジング担当者の雇用ですとか、そういったものがございまして、二つ目として、支援団体における資機材を整備する事業というものが対象としておりまして、これは相談室の資機材の調達ですとか、車両の調達ですとか、そういったものを対象としております。三つ目として、相談・面談等によりまして支援の充実を図る事業というものを対象としております。こうした三つの事業に支出してきたのですけれども、相談員等の人件費というものにつきましては助成対象外としてきたところでございまして。

他方、支援団体の現状に目を向けてみますと、犯罪被害相談員としての要件を満たすためには3年間程度の実務経験が必要となっているわけですが、支援団体におきましては、その要件を満たすまでの間は無給で業務を行うということが一般的になっておりまして、こうした状況から、特に若い優秀な相談員候補というような人材が定着しにくいという状況がございました。こういったことを勘案いたしまして、支援団体に定着することが見込まれる人材につきましては、相談員の要件を満たすまでに必要な育成費を助成することが適当であろうという考え方から、相談員の育成費、これは雇用経費といったものを指しておりますが、こうしたものを助成対象に追加するというようにしております。これは今ある既存の支援体制にも該当してまいりますが、支援団体におきましては、例えば相談体制の24時間365日化といったような新しい相談受理体制を整備するという取り組みもございまして、それに伴って必要となる相談員につきましても助成対象とするということにしております。

こうした見直し後の預保納付金事業につきましては、今年度中に募集を開始いたしまして、来年度には奨学金の給付や団体助成金の支出をスタートしたいと考えております。私からの御報告は以上でございまして、ありがとうございます。